

今後の東北大学行動指針（BCP）について

1. 政府の動向を踏まえた基本方針

- (1) 緊急事態宣言が延長されている間は、本学の行動指針はレベル4を継続する。宮城県が宣言の対象から解除された場合は、レベル3を想定する。学生、教職員の県境を越える移動が発生する大学の活動は、停止を当面継続する。
- (2) 研究活動については、部局主導の厳格な管理体制の下で遂行する。
- (3) 事態の長期化等を見据え、多様な本学の活動を行動指針レベルごとに継続できる仕組みを構築する。

2. 具体的な方策

(1) 研究活動（大学院生、学部学生の研究室活動を含む）

- 一律のガイドラインを設定するのではなく、部局の多様性を前提として、各部局主導で感染拡大防止対策を徹底し、厳格な管理体制の下で研究活動を遂行する。
- 具体的には、各部局は、別紙の原則を踏まえつつ管理体制を構築し、本部新型コロナウイルス感染症対策本部の許可を受けて、実施することができる。優れた取組については全学で共有する。
- これによる必要がない研究活動は、当面これまで通りテレワーク体制の下で行う。
- 研究活動の継続のために図書館など本学の図書、資料を用いる場合には、利用者は、図書、資料の管理主体者の指示に従うものとし、管理主体者は、感染防止のため適切な措置を講ずるものとする。

(2) 授業

- オンライン授業のみとする。
- 今後の Wi-Fi 環境が不十分な学生のための教室開放については、学生の動向等経過観察を経て検討する。なお、開放するに当たっては本部新型コロナウイルス感染症対策本部の指導の下に、入退室管理と感染防止対策を徹底する。

(3) 事務体制

- 行動指針（レベル）に則した体制とする。
- これまでの業務の進め方を抜本的に見直し、テレワークの効率化と高度化を図るとともに、VPN活用、新規導入予定の電子決裁システムの活用、印鑑フリー等を推進し、オンラインによる業務スタイルの徹底に向けて更なる取り組みを進める。

3. これまでの経緯と地域の状況

- (1) 令和2年4月5日と7日に本学学生が感染したことが判明し、4月16日に政府が全国を対象とする新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出したことなどを受け、本学においては4月17日から東北大学の行動指針をレベル4に引き上げ、教職員の健康・安全確保と感染拡大阻止のため対応してきた。
- (2) 5月4日に政府の緊急事態宣言は全都道府県を対象としたまま5月31日まで延長されたが、特定警戒区域以外の34県は、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との「両立に配慮した取り組み」に段階的に移行していくこととされた。これを受け宮城県は、休業要請をはじめとする緊急事態措置を予定どおり5月7日で解除している。なお、宮城県では4月29日以降新規感染者が発生していない。
- (3) 政府は5月7日に、政府専門家会議でも意見を聞きながら、5月14日の段階で一定の基準を満たせば、31日の期限より前に（特定警戒区域を含む）都道府県ごとに段階的に緊急事態宣言を解除する方針を表明している。

1. 接触・飛沫感染防止を徹底すること

(1) 接触感染の防止

- 物品・機器等（例：電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等）は複数人で共用せず、消毒を徹底すること。導線上の接触箇所（ドアノブ、エレベーターボタン等）の消毒を徹底すること。
- せっけんによる手洗いを徹底し、手指消毒用アルコールを備え付けて使用すること。

(2) 飛沫感染の防止

- マスクを着用し、研究室等においては、人と人との間に十分な距離を保持（2メートル以上）すること。
- 可能な限り短時間となるよう、適切な従事時間管理に留意すること。
- テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、研究室等であっても人が集まる形での打合せ等を回避すること。

(3) 換気の徹底等

- 職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、換気設備を適切に運転・管理すること。窓が開閉可能な場合、基本的に常時、窓を全開して換気を行うこと。

2. 健康管理を徹底すること

- 朝晩の検温等の毎日の健康管理を必ず行い、記録をとること。
- 少しでも症状のある者は在宅勤務とし、決して出勤させないこと。

3. すべての関係者の名簿管理と入退室等の活動歴を記録すること

- 接触追跡ができるよう、個々人の入退室等の活動歴を記録すること。
- すべての関係者の緊急連絡体制を構築すること。

4. 通勤時にも感染防止行動を徹底すること

- 公共交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用する場合は時差通勤を行うとともに、利用しない方法（自転車通勤、徒歩通勤等）を積極的に活用すること。
- 公共交通機関を利用する場合、マスクを着用し、不必要な会話等を抑制すること。
- 出勤後、帰宅後の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。

5. 安全確保に必要な措置を徹底すること

- 関係法令を遵守し、研究室の安全確保に必要な措置を講じること。
- 一人での作業は避けること。
- 非常時の連絡通報体制を構築すること。